

日本おもちゃ図書館財団 創立30周年記念事業

老人ホーム等 社会福祉施設に「おもちゃ図書館」 の開設支援事業 実施要綱

1. 当財団の目的及び事業

- ◇当財団は昭和59年厚生大臣の認可を受け、現在に至るまで主たる事業として、全国各地でボランティアが活動する〈おもちゃ図書館〉の運動に対して助成を行ってきました。
- ◇〈おもちゃ図書館〉は、「障害のある子どもたちに、おもちゃの素晴らしさと遊びの楽しさを」との願いから始まったボランティア活動です。
- ◇現在では、子育てに慣れない若い母親どうしのつながりの場として又、障害があるなしにかかわらず、共に育ちあう場となっています。
- ◇しかし、〈おもちゃ図書館〉も少子高齢化の進む中で地域のニーズにあった新しい支え合いが求められるようになりました。
- ◇本財団では、このような状況を踏まえ従来からのボランティアによるおもちゃ図書館活動に加え、社会福祉法人が地域への貢献活動として設備や拠点機能を提供し地域のボランティアと協働して、障害児を含む子どもたちの居場所づくりを進めてゆくことが必要と考え、この取り組みを推進するための〈おもちゃ図書館〉に対し、開設のための資金の一部を支援します。

2. 事業の主体

一般財団法人 日本おもちゃ図書館財団

3. 事業の後援

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

4. 助成金申請の対象

- (1) 児童・障害・老人の為に社会福祉法人等が経営する社会福祉施設でボランティアが参加している〈おもちゃ図書館〉を運営する社会福祉施設ないしは、ボランティアグループであること。
- (2) すでに活動している〈おもちゃ図書館〉で活動場所が社会福祉施設と協働して開かれたおもちゃ図書館となる場合も対象。
- (3) 利用料は無料（原則）で開館している〈おもちゃ図書館〉であること。

5. 助成の申請内容

- ①おもちゃ図書館ボランティアの開設準備に要する費用
- ②おもちゃの購入に要する費用
- ③手作りおもちゃのための材料に要する費用
- ④おもちゃ図書館整備のためのジュウタン、おもちゃ格納箱
- ⑤おもちゃ格納戸棚及び、おもちゃ陳列棚の取得に要する費用

6. 助成金の限度額

- ①助成金は新設の「おもちゃ図書館」一館につき30万円を限度とする。
- ②1年間、10ヶ所程度のおもちゃ図書館を支援予定。

7. 申込みの方法と締切り

- ①指定の「助成金申込書」(別紙)に必要事項を記入の上、下記の財団・事務局へ郵送にて申込みをする。(FAX不可)
- ②申請は、随時受付ける。(毎年、実施予定)

8. 選考の方法と決定通知

- ①財団・事務局に選考委員を置き、「申込書」を受理の都度、委員が選考し、財団・理事会(3ヶ月毎に開催)に於いて審議の上、決定する。
- ②事務局・選考委員において内容確認の際、更に詳しい書類の提出要請や訪問調査を行うこともある。
- ③理事会に於いて助成の可否が決定次第、文書にて決定通知する。

9. 助成金の受領と完了報告

- ①助成金の支給決定通知を受領次第、その際に同封されている指定用紙に送金を受ける「金融機関・振込口座」を財団・事務局へ提出する。
- ②財団・事務局は、「金融機関・振込口座」が届き次第、送金する。
- ③助成を受けた図書館は、助成事業を実施次第、「完了報告書」を財団・事務局へ提出する。

10. 申込み先(財団・事務局)

〒108-0014
東京都港区芝5丁目31番15号 センチュリー三田ビル7階
一般財団法人 日本おもちゃ図書館財団・事務局
(電話) 03-6435-2842

以上